



## 空家対策事業

# 空き家の適正管理をお願いします

平成27年5月から「空家対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）」が全面施行されました。このことにより、全国の市町村で空家対策が行われています。

☎ 建設課 管理係



### 空家特措法とは？

次に該当する空き家に対して、行政指導等を行うことを決めた法律です。

- ①倒壊のおそれ等、著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

該当すると

### 「特定空家等」

として判断され、行政指導の対象になります。



### 今年度から現地調査を開始します

市で「特定空家等」であるのかを判断するための現地調査を開始します。「特定空家等」に該当しないよう空き家の適正な管理をしましょう。

指導されても、空家の適正管理をしていないと…固定資産税が上がったり、行政代執行の費用の支払いを行わない場合には、財産の差し押さえなんてことも。



### お心当たりのある方へ

市は、国土交通省の「先駆的空き家対策モデル事業」の採択を受け、「特定空家等」として判断する基準を作成しました。

この基準に沿って、市では「特定空家等」として判断するかを決めます。市ホームページで基準をご覧になれますので、お心当たりのある方は該当する項目がないか確認することをおすすめします。



### 空家に関することでお困りの方へ

空家を所有しているが体力的に管理がしきれない方は、「シルバー人材センター」へ、手放したいと考えている方や今後空き家を所有した際にどうしたらよいのか不安に感じている方は、無料相談会でご相談ください。



- ▶**シルバー人材センター** 市は、小諸北佐久シルバー人材センターと「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しています。体力的に自身での管理が難しい方は、シルバー人材センターまでお問い合わせください。☎24-0333
- ▶**専門家による無料相談会** 空き家を相続しても登記名義の変更等を行っていない場合は売却することができません。手続きをどうしたらよいのかなど司法書士などの専門家に無料で相談できる相談会を開催します。日時等の詳しい内容は、今後広報こもろ等でお知らせします。

### 小諸駅 エレベーター 新設工事開始

平成30年3月  
完成予定



1日の利用者が6,000人程度となる小諸駅で、様々な方が利用できるよう、施設の計画的な改修が必要になっています。

#### ▶工事内容

- ・すべてのホームに車イス対応の「エレベーター」設置
  - ・視覚障害の方のために「誘導用ブロック」設置
  - ・こ線橋の通路に2段手すりや天窓を設置するほか、外装の塗装塗り替え等
- ☎ 工事に関すること しなの鉄道(株)経営企画課 ☎0268-21-4701
- ・事業全般に関すること 市役所都市計画課 都市計画係